

# 対象事業

条例が適用される事業の種類・内容及び規模は、次のとおりです。

事業の種類・内容	第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
<b>1 道路</b>		
(1)一般国道等 (2)林道 (3)特定地域*を通過する林道 (4)その他の道路	4車線 ・長さ 7.5km 以上 幅員6.5m以上 ・長さ 15km 以上 幅員 5 m以上 ・長さ 10km 以上 4車線 ・長さ 7.5km 以上	4車線 ・長さ 5 km ～7.5km 幅員6.5m以上 ・長さ 10km ～ 15km — 4車線 ・長さ 5 km ～7.5km
<b>2 河川</b>		
(1)ダム (2)堰 (3)放水路	貯水面積 75ha 以上 湛水面積 75ha 以上 土地改変面積 75ha 以上	貯水面積 50ha ～ 75ha 湛水面積 50ha ～ 75ha 土地改変面積 50ha ～ 75ha
<b>3 鉄道</b>		
(1)普通鉄道 (2)新設軌道	長さ 7.5km 以上 長さ 7.5km 以上	長さ 5 km ～ 7.5km 長さ 5 km ～ 7.5km
<b>4 飛行場</b>		
	滑走路長さ 1,875m以上	滑走路長さ 1,400m～1,875m
<b>5 発電所</b>		
(1)水力発電所 (2)火力発電所 (3)風力発電所	出力 22,500kW 以上 出力 112,500kW 以上 出力 1,500kW 以上	出力 16,500kW ～ 22,500kW 出力 84,000kW ～ 112,500kW —
<b>6 廃棄物処理施設</b>		
(1)最終処分場 (2)廃棄物焼却施設 (3)し尿処理施設	埋立処分場所面積 5 ha 以上 処理能力 4t/時間以上 処理能力 100㎥ / 日以上	— — —
<b>7 埋立て、干拓</b>		
	面積 40ha 以上	面積 30ha ～ 40ha
<b>8 土地区画整理事業</b>		
	面積 75ha 以上	面積 50ha ～ 75ha
<b>9 新住宅市街地開発事業</b>		
	面積 75ha 以上	面積 50ha ～ 75ha
<b>10 工業団地の造成事業</b>		
	面積 75ha 以上	面積 50ha ～ 75ha
<b>11 新都市基盤整備事業</b>		
	面積 75ha 以上	面積 50ha ～ 75ha
<b>12 流通業務団地造成事業</b>		
	面積 75ha 以上	面積 50ha ～ 75ha
<b>13 住宅団地の造成事業</b>		
	面積 75ha 以上	面積 50ha ～ 75ha
<b>14 工場、事業場</b>		
	最大燃料使用量 15㎥ / 時間以上 平均排水量 1万㎡ / 日以上	最大燃料使用量 10㎥ / 時間～15㎥ / 時間 平均排水量 7,500㎡ / 日～1万㎡ / 日
<b>15 農用地の造成の事業</b>		
	面積 75ha 以上	面積 50ha ～ 75ha
<b>16 レクリエーション施設用地の造成事業</b>		
	面積 75ha 以上	面積 50ha ～ 75ha
<b>17 規則で定める事業</b>		
(1)その他の造成事業 (2)8～13,15,16,17(1)の複合事業	面積 75ha 以上 面積 75ha 以上	面積 50ha ～ 75ha 面積 50ha ～ 75ha

備考 \*「特定地域」とは、自然公園法、森林法、府環境を守り育てる条例等で指定等が行われた地域をいいます。

注意 この表は、京都府環境影響評価条例が適用される事業を要約したものです。具体的に事業を実施するに当たっては、条例を参照してください。

京都市内で実施される事業については、原則として、京都市環境影響評価等に関する条例が適用されます。